

けんしんリバーズ60

60歳以上の方が対象です



特徴1

毎月のご返済はお利息のみ。例えばリフォーム資金500万円お借入のときは、毎月約8,000円のお利息支払い。
(担保が評価50%以下の場合)



特徴2

ご返済は亡くなられた後、担保物件売却代金にて。お借入残高以上で売れなくても相続人の方は返済不要。



特徴3

住まいの幅広いニーズに対応。新築、購入、リフォームのほか、住宅ローン借換、サービス付高齢者住宅入居一時金、子の住宅支援も。



お手続きのながれ

お借入のご相談

カウンセリング

お借入のお申込み

ご審査

ご承認

お借入契約・抵当権契約

融資実行

お利息のみ毎月お支払い

お借入人の死亡

相続人様へ返済意向確認

物件の売却

売却代金により一括返済



商品概要

■ ご融資対象者

- (1) 申込時の年齢が満60歳以上の方(連帯債務者も同様)
- (2) 公的年金等の安定的な収入がある方
- (3) 住宅金融支援機構の住宅融資保険の付保承認が受けられる方
- (4) 申込にあたり当組合の行うカウンセリングが受けられる方
- (5) 担保となる物件が大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市内である方

■ お使いみち

- (1) 申込人が居住する住宅の建築資金・購入資金・リフォーム資金
- (2) 申込人が住み替えるサービス付高齢者向け住宅の入居一時金
- (3) 既存の住宅ローンの借換等資金
- (4) 子世帯等が居住する住宅の建築資金、購入資金

■ ご融資金額

100万円以上8,000万円以内(1万円単位)
ただし担保評価額(当組合所定の評価方法)の60%以内まで。
(長期優良住宅の場合は65%以内)

■ ご融資終期

お借入人(連帯債務者を含む)が亡くなられた日、または当組合がお借入人が亡くなられた事実を知り得た日

■ ご融資利率

変動金利型となります。

担保評価額に対するご融資額が	ご融資利率
50%以下(長期優良住宅の場合:55%)	1.950%
50%超60%以下(長期優良住宅の場合:65%)	2.950%

※令和4年10月現在。詳しくは、お問い合わせ下さい。

■ ご返済方法

利息は毎月約定日に1ヶ月分をお支払。元金はお借入人が亡くなられたときに担保売却代金にて一括返済となります。

■ 担保

ご融資の対象である建物および敷地に当組合を抵当権とする第1順位の抵当権を設定させていただきます。融資期間中は、担保設定した物件に対し火災保険に加入いただきます。

■ 保証人

保証人は不要です。

■ ノンリコース型

お借入人がお亡くなりになった際、担保物件の売却によりローンの全額を返済できない場合でも、相続人は残債務を返済する必要はありません。

■ 事務手数料

110,000円(税込)

審査によっては、ご希望に添えない場合や自己資金が必要となる場合がございます。

土日の相談はけんしんプラザまで!!

0120-887-364

※午後5時まで(祝日は除く)



街へ暮らしへ気持ちいっぱい
大分県信用組合

支店名

TEL

担当